

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 26 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿



提出者 〒277-0842

住 所 千葉県柏市末広町14-1

S K 柏ビル11F

氏 名 住友林業株式会社

住宅事業本部 柏支店

支店長 小木曾 成作

電話番号 04-7199-5770

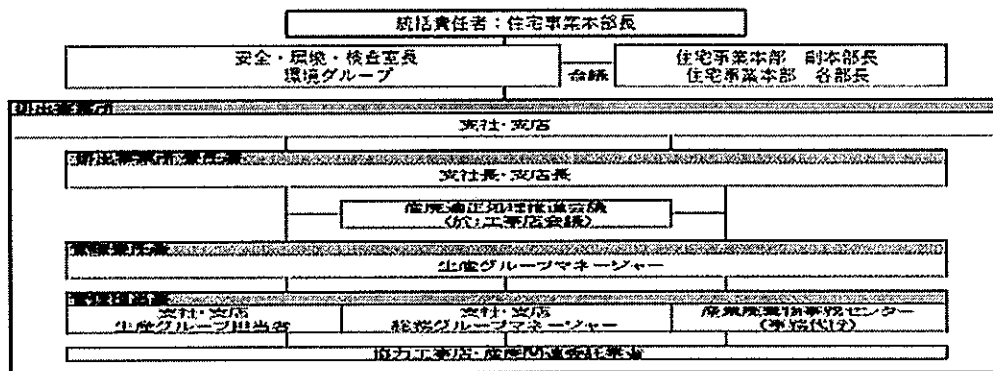
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので提出します。

事業場の名称	住友林業株式会社 住宅事業本部 柏支店
事業場の所在地	千葉県管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06－総合工事業
② 事業の規模	売上高（連結） 2,053,650百万円(2024/12期)
③ 従業員数	住友林業株式会社 6,090名（2025/4）（柏支店 72名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	3.58 t	59.43 t
	(これまでに実施した取組)		
	- 基礎鉄筋のユニット化 - 内装材、外装材のプレカット化 - 配線、配管工事の工場加工化 - 梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	3.40 t	56.46 t
	(今後実施する予定の取組)		
	- 新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 - 解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

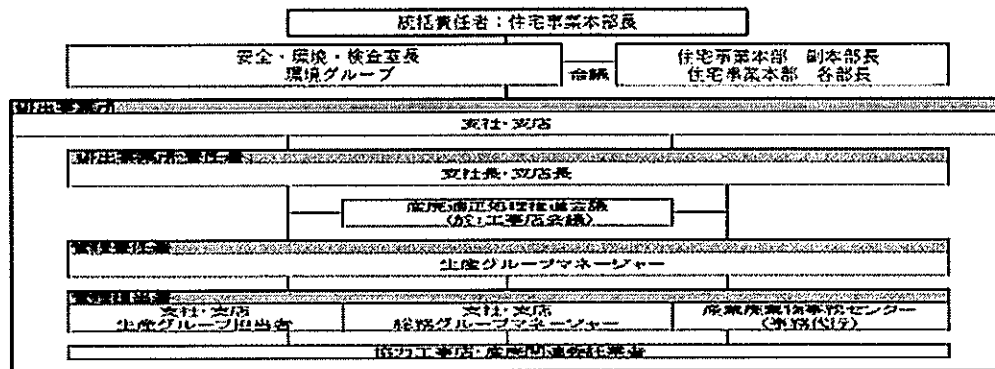
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) - 新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 - 解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) - 新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 - 解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリート破片
	排出量	351.78 t	791.64 t
	(これまでに実施した取組)		
	- 基礎鉄筋のユニット化 - 内装材、外装材のプレカット化 - 配線、配管工事の工場加工化 - 梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリート破片
	排出量	334.19 t	752.06 t
	(今後実施する予定の取組)		
	- 新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 - 解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

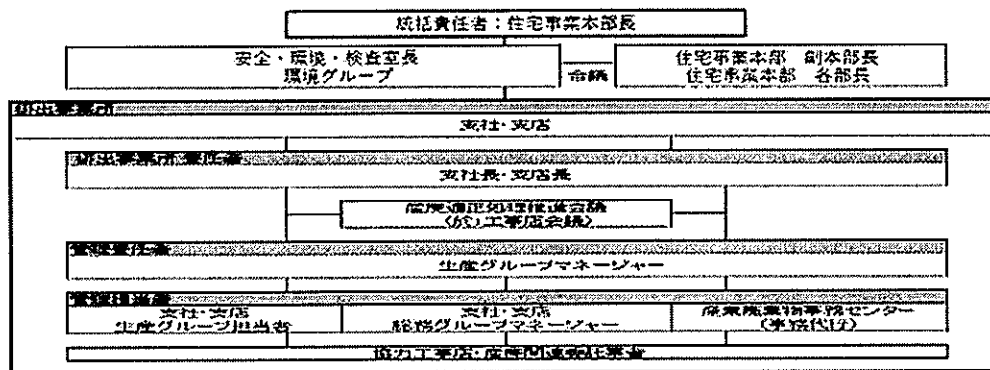
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

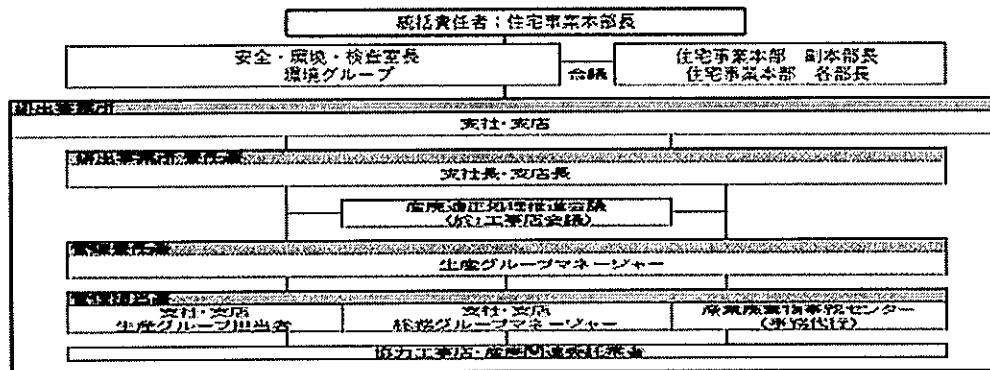
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ダンボール	管理型建設混合廃棄物
	排出量	1.70 t	57.25 t
	(これまでに実施した取組) ・基礎鉄筋のユニット化 ・内装材、外装材のプレカット化 ・配線、配管工事の工場加工化 ・梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ダンボール	管理型建設混合廃棄物
	排出量	1.62 t	54.39 t
	(今後実施する予定の取組) ・新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 ・解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず
	排出量	43.78 t	3.52 t
	（これまでに実施した取組） ・基礎鉄筋のユニット化 ・内装材、外装材のプレカット化 ・配線、配管工事の工場加工化 ・梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず
	排出量	41.59 t	3.34 t
	（今後実施する予定の取組） ・新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 ・解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

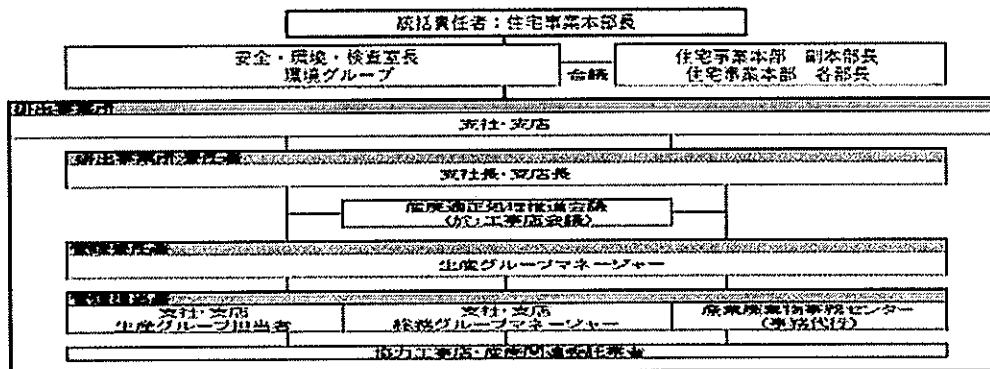
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

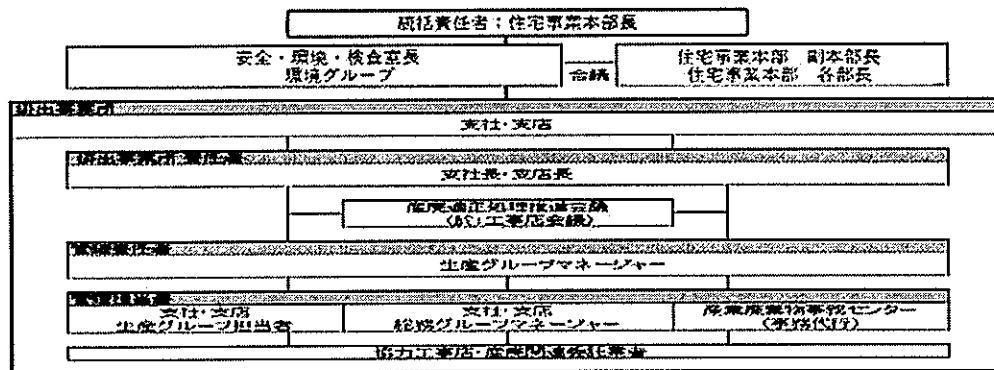
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	木くず
	排出量	8.87 t	263.17 t
	(これまでに実施した取組) ・基礎鉄筋のユニット化 ・内装材、外装材のプレカット化 ・配線、配管工事の工場加工化 ・梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	木くず
	排出量	8.43 t	250.01 t
	(今後実施する予定の取組) ・新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 ・解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	廃プラスチック類
	排出量	49.38 t	12.78 t
	(これまでに実施した取組) ・基礎鉄筋のユニット化 ・内装材、外装材のプレカット化 ・配線、配管工事の工場加工化 ・梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	廃プラスチック類
	排出量	46.91 t	12.14 t
	(今後実施する予定の取組) ・新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 ・解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

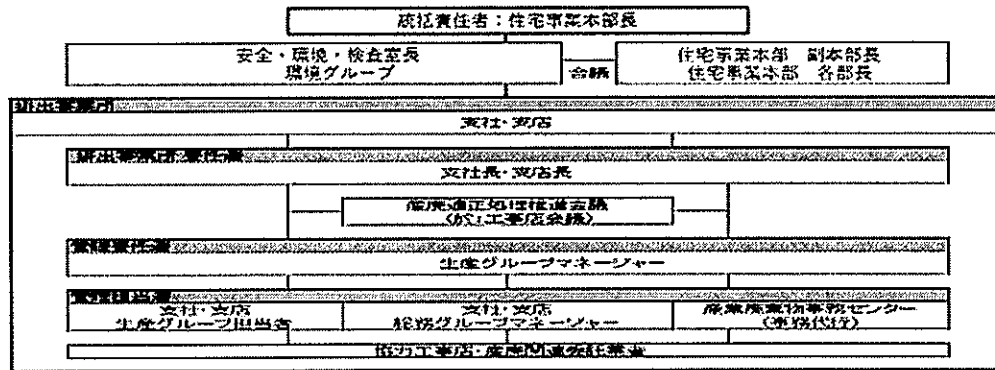
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

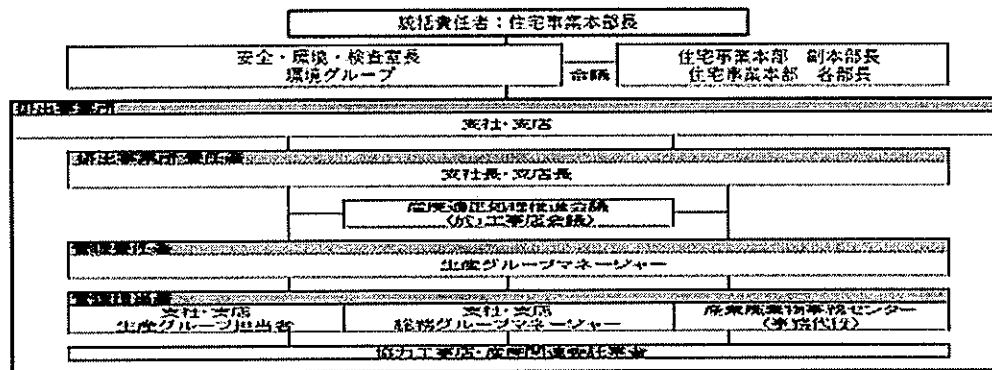
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	伐採材・伐根材	建設混合廃棄物
	排出量	26.07 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	- 基礎鉄筋のユニット化 - 内装材、外装材のプレカット化 - 配線、配管工事の工場加工化 - 梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	伐採材・伐根材	建設混合廃棄物
	排出量	24.77 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	- 新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 - 解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	安定型建設混合廃棄物	石綿含有廃棄物
	排出量	0 t	11.86 t
	(これまでに実施した取組)		
	・基礎鉄筋のユニット化 ・内装材、外装材のプレカット化 ・配線、配管工事の工場加工化 ・梱包材、養生材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	安定型建設混合廃棄物	石綿含有廃棄物
	排出量	0 t	11.27 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再生化等、3R化を推進する。 ・解体系の廃棄物については、解体工事による分別化を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小化に抑える。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小限にする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自己処理の予定は無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自己処理の予定は無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	3.58 t	59.43 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.58 t	21.37 t
	再生利用業者への処理委託量	3.58 t	59.43 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認（踏査）を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	3.40 t	56.46 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.40 t	20.30 t
	再生利用業者への処理委託量	3.40 t	56.46 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
※事務処理欄			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリート破片
	全処理委託量	351.78 t	791.64 t
	優良認定処理業者への処理委託量	68.54 t	397.01 t
	再生利用業者への処理委託量	351.78 t	791.64 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリート破片
	全処理委託量	334.19 t	752.06 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	65.11 t	377.16 t
	再生利用業者への 処理委託量	334.19 t	752.06 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を 推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
	※事務処理欄		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	0		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自己処理の予定は無し。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	0		
	産業廃棄物の種類	ダンボール	管理型建設混合廃棄物
	全処理委託量	1.70 t	57.25 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.04 t	32.23 t
	再生利用業者への処理委託量	1.70 t	57.25 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ダンボール	管理型建設混合廃棄物
	全処理委託量	1.62 t	54.39 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.99 t	30.62 t
	再生利用業者への 処理委託量	1.62 t	54.39 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
※事務処理欄			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(今後実施する予定の取組)		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(今後実施する予定の取組)		
	産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず
	全処理委託量	43.78 t	3.52 t
	優良認定処理業者への処理委託量	22.47 t	1.96 t
	再生利用業者への処理委託量	43.78 t	3.52 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず
	全処理委託量	41.59 t	3.34 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	21.35 t	1.86 t
	再生利用業者への 処理委託量	41.59 t	3.34 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
※事務処理欄			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(今後実施する予定の取組)		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(今後実施する予定の取組)		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	木くず
	全処理委託量	8.87 t	263.17 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.12 t	91.86 t
	再生利用業者への処理委託量	8.78 t	263.17 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.09 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	木くず
	全処理委託量	8.43 t	250.01 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2.01 t	87.27 t
	再生利用業者への 処理委託量	8.34 t	250.01 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.08 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
	※事務処理欄		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	0		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	0		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	廃プラスチック類
	全処理委託量	49.38 t	12.78 t
	優良認定処理業者への処理委託量	16.41 t	4.71 t
	再生利用業者への処理委託量	49.38 t	12.66 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	0.12 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	廃プラスチック類
	全処理委託量	46.91 t	12.14 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	15.59 t	4.47 t
	再生利用業者への 処理委託量	46.91 t	12.03 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	0.11 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を 推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
	※事務処理欄		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類	伐採材・伐根材	建設混合廃棄物
	全処理委託量	26.07 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.30 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	26.07 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	伐採材・伐根材	建設混合廃棄物
	全処理委託量	24.77 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2.19 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	24.77 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
※事務処理欄			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	0		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自己処理は無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自己処理の予定は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	0		
	産業廃棄物の種類	安定型建設混合廃棄物	石綿含有廃棄物
	全処理委託量	0 t	11.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	11.85 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年2回の施設確認(踏査)を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	安定型建設混合廃棄物	石綿含有廃棄物
	全処理委託量	0 t	11.27 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	11.26 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・従来の契約済処分場の現地踏査を、年1～2回継続実施する。 ・新規採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で未取得業者には取得推進を促す。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 《 産業廃棄物の一連の処理の工程 》

